

イギリスの就学前教育の改革に関する研究（その5）

—バウチャー導入の表明に至るまで—

佐藤実芳

はじめに

女性が家庭外で就労するようになる傾向は、近年先進国に共通な現象である。当然保育所などの昼間子どもを預かる保育施設に対する需要が高まる。またマスメディアの発達や国民の教育水準の向上などにより、幼児期の教育が子どもの将来の性格や能力の形成に大きな影響を与えることが、先進国では一般に広く知られてきた。そのため保育施設における保育の内容やその水準に対する要求も高まっている。これらの2つの要因により、先進国では程度の差はあれ、就学前の保育や教育の質量両面での改善が必要となっている。そこで本稿では、1990年代前半のイギリス¹⁾を例に、就学前保育をめぐる状況の変化とそれに対応したイギリス政府の改革への姿勢を分析して、同国における就学前教育の改革に向けての課題を明らかにしたい。

1. イギリスにおける保育需要の高まり—量の拡大と質の向上—

女性の高学歴化、社会進出、家庭の核家族化、都市化、産業構造の変革と第3次産業の隆盛、高度情報化社会の到来など、1990年代に入り先進諸国では子育ての社会環境が激変している。これらの社会環境の変化は、就学前つまり義務教育以前の子どもの育児に対して、主として次の3点から影響を及ぼしている。以下1990年代前半のイギリスを例に論じていく。

（1）女性の家庭外就労の高まり

第1の影響は、女性の家庭外での就労の普及である。女性が職業を持つのがイギリスでも1990年代には一般的になり、育児に手間のかかる年少の子どもをもつ女性以外では、専業主婦が家庭で子育てをすることがむしろ少数派になってきている。

時代の進展とともに、サービス業など女性が就労しやすい業種や職種が増加し、また従来男性中心であった分野にも、学歴や資格を身につけた女性が進出してきた。他方核家族化の進行により、祖母等の身内の者に子どもの育児を頼めるケースが減少してきている。その結果、保育所等に子どもを一定時間預けることを希望する女性が増えてきた。そこで長時間子

どもを保育する施設が、大量に必要なようになってくる。これを保育需要の量的な拡大と呼ぼう。保育需要の量的な拡大を実現するための重要な鍵は、3歳頃までの年少児の保育にある。育てるのに手間のかかるこの年齢の子どもの場合、1人の保育者が多数の子どもを保育するのは無理である。そのため子ども1人当りの保育のコストが高額になり、大幅な公費の投入がなくては、年少児の家庭外保育が普及するのが困難である。

イギリス (Great Britain) における就学前の子どもを持つ女性の就業率は、表1にみられるように、1980年代から90年代にかけて大きく向上している。とはいえまだまだ育児が女性の就業の障害になっている。例えば最年少の子どもの年齢による女性の就業率をみると、1993年時点で子どもが5歳以上の場合は、過半数の女性が就業している (表1)。しかしながら、4歳児²⁾以下の年少児の子どもをもつ場合は、46%の女性が就業しているだけであり、全体の半数に満たない (表2)。また4歳児以下の子どもをもつ女性のフルタイムの就業率をみると、表2にみられるようにわずか16%に過ぎない。なお子どもが5歳以上の場合も女性のフルタイムの就業率が低いが、これは子どもが0-4歳の間に子育てのため離職した影響ではないかと考えられる。フルタイムの仕事をいったん離れると、後からはパートタイムの仕事にしかつけない場合が多いのであろう。

表1 女性の就業率の変化 (Great Britain)

最年少の子どもの年齢	0-4歳	5-9歳	10-15歳
1981年	25%	57%	69%
1993年	46%	66%	75%

〔資料〕 General Household Survey 1993 .

表2 16-59歳の女性の就業率 (Great Britain, 1993年)

最年少の子どもの年齢	0-4歳	5-9歳	10-15歳
フルタイム	16%	21%	32%
パートタイム	30%	44%	42%
合計	46%	66%	75%

〔資料〕 Social Focus on Children 1994.

(2) 幼児教育への親の関心の高まり

第2の影響は、産業構造の高度化、情報化や国際化の進展、親の高学歴化などに伴う、親の意識の変化である。このような社会では、情報産業に代表される付加価値の高い知識集約的で専門的な仕事に対する需要が高くなる。また製造、事務、営業などの一般の仕事においても、コンピュータの操作ができ、外国語を理解することが求められる。例えばパソコンを使用することで、データ管理や情報の収集を行い、業務を円滑に遂行することができる。さ

らに商品市場のグローバル化が進むので、企業が国内市場だけを念頭において商売しようとしても、輸入される外国製品との激しい国際競争にさらされることになる。そして国内のみならず海外市場への製品の売り込みも同様に必要となるから、外国語に堪能な人は、好条件の仕事につきやすくなる。ところがコンピュータが使用できなかつたり、外国語が理解できないという人は、逆に専門的な職業選択の幅が狭められることになる。

現在の就学前の子どもの親は、1960年代以降に生まれた者が大半であろう。前期中等教育を全員が修了しており、大学を出た人もそれ以前の世代に比べて多く、教育程度の高い世代と言える。教育程度の高い親は、子どもが成人後の将来の社会のあり方を予測し、さらにそれに備えて子どもにより高い水準の教育を受けさせようとする。以前はただ年少の子どもを保育所に預けるだけで満足していた親が、子どもの健康、安全、衛生に加えて、知育・体育・徳育の発達を保障するか、少なくとも発達を阻害しない保育の内容を、保育施設に対して望むようになる。つまり良質な保育を望むようになるのである。

特に最近ではスポーツや芸術の分野で、早期英才教育を受けた経験のある若者が、世界的な規模で活躍している。例えばテニスのヒンギスやゴルフのタイガーウッズのような、幼少の頃からの親の献身的なてほどきの成功例を、テレビなどのメディアが世界中に伝えている。このようなメディアの影響は、幼児教育に対する親の関心を確実に高める。そしてその結果、保育施設に対して、保育内容の質に関する要求を高めることになる。このような保育の質に対する要求を、保育需要の質的向上と呼ぼう。

（3）国や産業界の幼児教育に対する要求

第3の影響は、国の政策によるものである。経済活動がグローバル化して、物質や情報が国境を越えて出入りするようになると、世界中の国と経済的に競争することになる。このような地球規模での厳しい経済競争は、メガ・コンペティション（大競争）と言われる。先進国の政府並びに産業界は、自国の製品やサービスがメガ・コンペティションの中で通用するために、絶え間ない努力を迫られる。

さて1970年代までのイギリスは、「イギリス病」と呼ばれる経済不振に悩み、高い失業率に苦しめられていた。しかし1979年に誕生したサッチャー政権は、大胆な規制緩和、減税の実施、国有企業の民営化などの政策を次々と実施した。ビッグバンによるロンドンの金融街（シティ）の活性化や日本企業などの海外資本の導入などにより、イギリス経済は1990年代に入ると好況を呈するようになった。

この好況を維持するためには、今後ハイテク関連の情報産業や国際金融などの知識集約的な産業の育成が必要である。それには教育水準の向上が不可欠となる。そこで1980年代以降イギリス政府は、義務教育段階の児童・生徒の学力向上、職業教育の近代化、高等教育への進学率の向上、科学技術の振興などを唱えて、そのための対策を次々と講じてきた。

例えば1988年教育改革法案を下院に上程した際、当時の教育科学大臣ケネス・ベイカーは、

「国際間の経済の実績に関して、我々の現在の学力に関する証拠は全く気の減入るものである³⁾」と嘆き、日本の例を出して、「産業の進歩と高い生産性の理由は多くあるが、日本では基本的には基礎教科の授業が良いことの結果である。—理科と数学に関する日本の生徒の成績は、イギリスの生徒の成績よりはるかに良い⁴⁾」と述べ、国際経済競争に勝ち抜くためには、学力の向上が不可欠であると主張している。

このような考えに立って保守党政権は、1988年の教育改革法をはじめとした法令により、ナショナル・カリキュラムの制定、基礎科目（国語、数学、理科）の7、11、14歳における全国共通なテストの実施などの対策を講じ、学力向上を目指した。やがて1997年5月の総選挙で政権が労働党に代わった。しかしながら労働党政権も前政権同様、学力向上を教育政策の最大の目的におき、学級定員の減少と読み・書き・算数の基礎学力の向上とに特に力を入れている。

義務教育の改革の次に、いよいよ就学前教育の質の向上に論議が移ってきた。1990年の12月に「3、4歳児に提供される教育サービスの質についての」教育科学省の調査委員会が、報告書「良質の早期教育（Starting With Quality）⁵⁾」を刊行した。この報告書は、委員長の名前にちなんで、ランボルド報告と呼ばれる。

同報告は幼児に対する知識の詰め込みを批判したが⁶⁾、一方就学前の施設における学習の継続、学習の記録や評価の必要性などを強調して、就学前施設では養育（care）のみならず教育も重要であると強調した。その後1990年代に入って、特に学習の評価の全国的な実施に政府は力を入れた。賛否激しい論議を呼んだ初等学校の7歳児に対する全国共通のテストも、結局は実施された。そして今や義務教育入学直前の5歳児の段階における、基礎学力の評価に取り掛かろうとしている。5歳児に対するテストは、ベースライン評価（Baseline Assessment）と呼ばれ、1998/99年度から実施される予定である。なおこれについては別の機会に論じたい。

2. 1990年代の就学前教育の状況

それでは1990年代前半の就学前教育の状況を概観して、政策の背景をまず分析しよう。

表3 就学前の幼児の人口の推移（イングランド）

	1981年	1991年	1996年	2001年	2011年
0-4歳児	2,833,000	3,237,000	3,146,000	3,020,000	2,868,000
全人口	46,821,000	48,208,000	49,089,000	49,871,000	51,161,000
0-4歳児／全人口	6.1%	6.7%	6.4%	6.1%	5.6%

※2001年と2011年の数値は、推計値

〔資料〕 Office for National Statistics, Annual Abstract of Statistics, 1998 edition, Table 2.3.

（1）就学前の子どもの人口の推移

イギリスでは、1990年頃に初等学校就学前（0－4歳）の人口が最大を迎え、その後は減少が予想されている（表3参照）。少子化、高齢化は21世紀に入って始まると予想される。

（2）保育施設の利用状況

①公立の保育所の利用人数

表4 公立保育所（day nurseries, local authorities）の利用（イングランド）

	1987年	1990年	1993年
保育所の数	674	695	530
入所定員	28,789	27,978	21,400
入所人数	34,709	32,413	27,100

表4に示すように、公立の保育所は数、定員ともに絶対数が少ない。さらに定員と収容人数の両方が、前述の就学前の子どもの人口の減少率を上まわる割合で、減少している。

②私立の保育所の子どもの利用人数

私立の保育所は、公立の保育所とは逆に、保育所の数、入所定員ともに、3年ごとに倍増する勢いである。

表5 認可された私立保育所（day nurseries, private）の利用（イングランド）

	1987年	1990年	1993年
保育所の数	1,143	2,165	3,900
入所人数	30,867	57,669	111,000

③家庭託児員の預かる就学前の子どもの人数

登録した家庭託児員（Child Minder）の数は、1993年には減少したが、預かる子どもの人数自体は増加し続けている。

表6 登録した家庭託児員（child minders）が預かる就学前の子ども（イングランド）

	1987年	1990年	1993年
家庭託児員の人数	69,244	93,074	87,200
預かる子どもの人数	150,643	205,567	300,800

④登録したプレイ・グループの子どもの利用人数

プレイ・グループは、グループの数、利用人数ともに、頭打ちの様子（微減）である。

表7 登録したプレイ・グループの利用 (イングランド)

	1987年	1990年	1993年
プレイ・グループの数	17,132	17,460	17,000
利用人数	404,681	409,563	394,400

表4-表7 [資料]

Department of Health, Health and Personal Social Services Statistics for England, 1994 edition, Table 5.51.

⑤保育学校／保育学級の人数

1996年時点では、3、4歳児の28%が保育学校／保育学級に在籍している。その8割以上が保育学級に在籍している。3、4歳児のみを対象とする保育学校の数はい少ない。保育学校／保育学級に在籍する子ども大部分が、パートタイムの在籍児である (表8)。

⑥レセプション・クラス的人数

初等学校で就学前児を受け入れるレセプション・クラスにも、3、4歳児の26%が通っている。保育学校／保育学級とは異なり、大部分がフルタイムの在籍児である (表9)。

表8 保育学校／保育学級

(1996年) (イングランド)

保育学校の数	547
フルタイムの在籍児	8,645
パートタイムの在籍児	43,532
全在籍児①	52,177
保育学級のある学校	5,581
フルタイムの在籍児	28,405
パートタイムの在籍児	283,689
全在籍児②	312,094
全在籍児 (①+②)	364,271
対3-4歳児人口比	28%

表9 幼児学校／学級 [レセプション・クラス]

(1996年) (イングランド)

フルタイムの在籍児	314,633
パートタイムの在籍児	29,589
全在籍児	344,222
対3-4歳児人口比	26%

表8-表9 [資料]

Department of Education and Science,
Statistical Bulletin no. 2/97: Pupils,
under five years in each LEA, England,
February 1997.

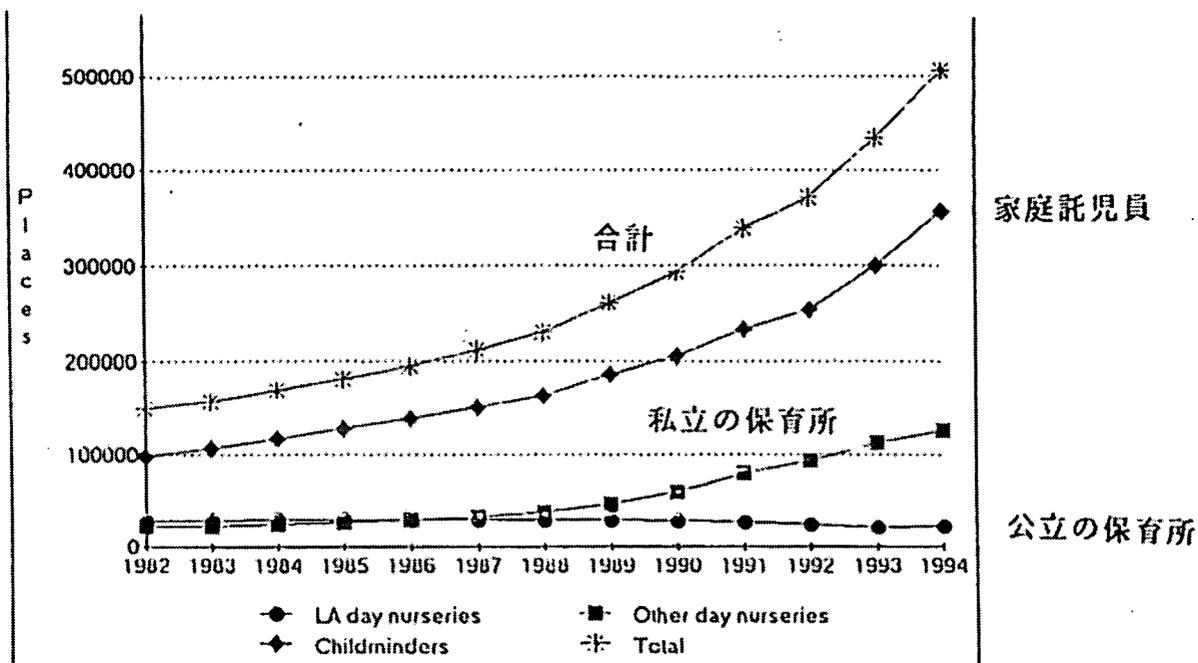
(3) 就学前サービスの拡大

①保育サービスの利用者の増加

1980年代から1990年代前半までの保育サービスの拡大を、保健省管轄の養育機関の定員の

増加からみていこう。表10から、家庭育児員に預けられる子どもが、保育サービスを受ける子どもの全体の約3分の2を占めることがわかる。また公立の保育所に預けられる子どもは大変少なく、しかも減少傾向にある。私立の保育所は、1988年より増加している。そして保育サービスを受ける子どもの人数自体は増加を続けている。その増加分を、家庭託児員と私立の保育所で分担して対応していることになる。

表10 イングランドにおける保育サービスの拡大（1982-1994年）



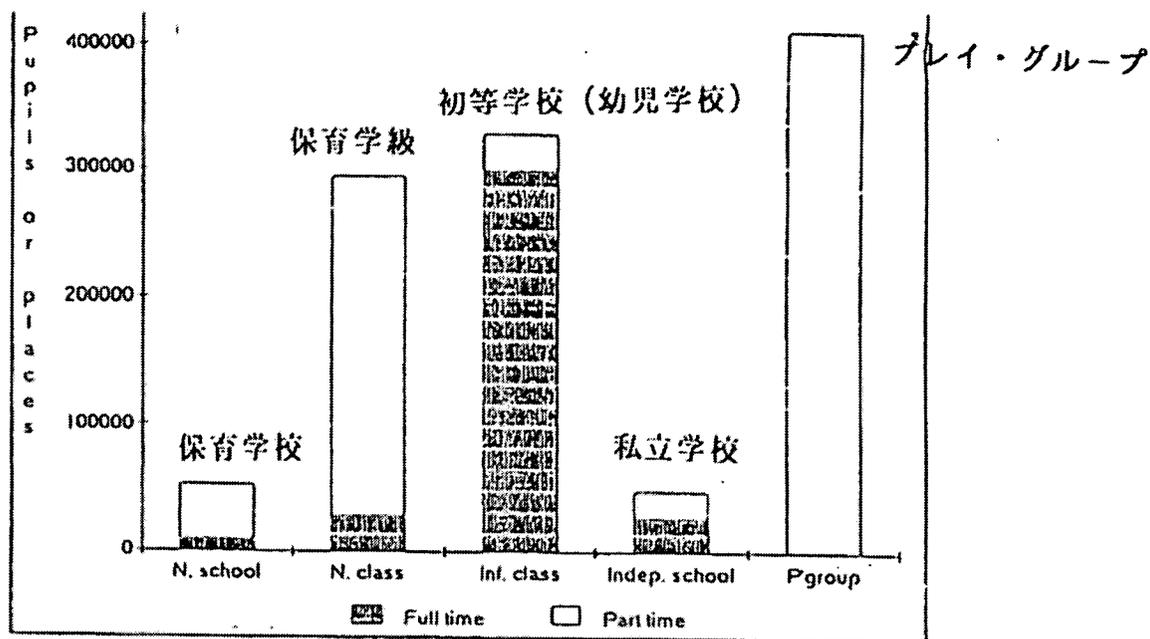
Source: DCH, *Children's Day Care Facilities at 31 March 1994 England (and earlier issues)*.

②就学前教育の各機関の受け入れ人数（フルタイム/パートタイム）

1994年時点での、就学前教育の各機関の受け入れ人数を、フルタイムとパートタイムに分けて、表11に示す。

初等学校のレセプション・クラスでは、フルタイムの教育を受ける子どもが大半である。他方、保育学級、保育学校、プレイ・グループでは、パートタイムの教育を受ける子どもが大半である。

表11 イングランドにおける就学前教育に通う子ども的人数 (1994年)



Source: DFE Statistical Bulletin 2/95, *Pupils under five years of age in England - January 1994*; and DOf, *Children's Day Care Facilities at 31 March 1994 England*.

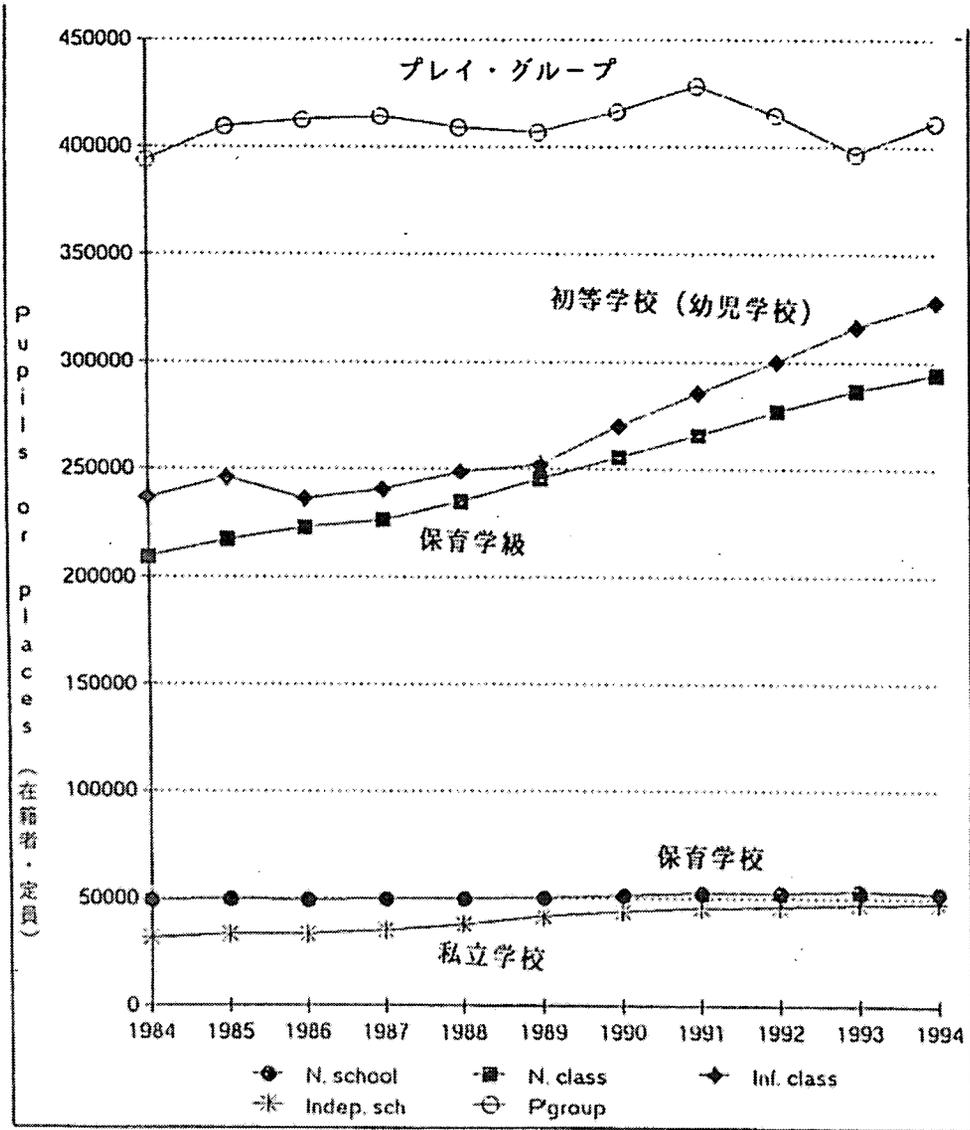
③就学前教育を受ける子どもの増加

養育のみならず教育を行う就学前の施設の、定員の増加の様子をみていこう (表12)。初等学校 (レセプション・クラス) と保育学級の在籍者は、1980年代以降一貫して増加している。一方一番利用者の多いプレイ・グループの子どもの数は、ほぼ横ばいである。就学前教育の需要の増加にも、レセプション・クラスと保育学級の拡大で対応している。

(4) EU諸国との比較

保育サービスの提供の状況を、他国と比較してみよう。多少数値は古いが、1988年前後のEU諸国との比較によれば、3歳より義務教育就学開始年齢 (イギリスは5歳) までの保育サービスを利用する子どもについては、イギリスはポルトガルに次いで下から2番目に甘んじている。もちろんイギリスが義務教育開始年齢が5歳と早いので、その分を差し引いて考える必要がある。開始年齢が早い分義務教育にかかる公費が他国より多くならざるをえないから、イギリスの就学前の保育サービスの提供が、EUの中でも最も遅れた部類に入ってしまったとも考えられる。また他国における幼稚園 (Kinder Garten) の普及も、関係していると思われる。3歳未満児については大半の国で、保育サービスを受ける子どもの比率が5%以下となっている。

表12 イングランドにおける就学前教育の成長（人数）1984-1994



Source: DFE Statistical Bulletin 2/95, *Pupils under five years of age in England - January 1994 (and earlier issues)*.

（5）保育需要の質的な拡大の優先

これまでの検討により、1980年代から90年代前半にかけてのイギリスの就学前の保育需要の量的な拡大に対して、家庭託児員や民間の保育所に大きく依存して対応がなされたことが判明した。小さな政府を目指して、民間の活力を最大限利用しようとする保守党の政治姿勢が貫かれていると言える。しかしながら年少児の保育などは、公費の援助の増加がなければ、充実した保育サービスを安価に提供するのが困難である。既婚女性の社会進出が近年さかん

になるなか、採算を重視せざるを得ない民間の保育サービス部門にばかり依拠せず、公的な保育施設の充実とサービスの改善にも努める必要がある。

表13 EU諸国における公費補助の託児・就学前教育サービスの比較
〔保育サービスを受ける子どもの比率〕

	3歳未満児	3歳より義務教 就学まで	義務教育 開始年齢	統計値 収集年
フランス	20%	95%	6歳	1988
ベルギー	20%	95%	6歳	1988
デンマーク	48%	85%	7歳	1989
イタリア	5%	85%	6歳	1986
ギリシア	4%	65-70%	5歳半	1988
ドイツ	3%	65-70%	6-7歳	1987
スペイン	?	65-70%	6歳	1988
ルクセンブルグ	2%	55-60%	5歳	1989
アイルランド	2%	55%	6歳	1988
オランダ	2%	50-55%	5歳	1989
イギリス (U.K.)	2%	35-40%	5歳	1988
ポルトガル	6%	35%	6歳	1988

〔出典〕 European Commission Childcare Network, Quality in Childcare Services, 1990, Table 3.

同時期、保育学級とレセプション・クラスの定員も増加した。これらは公営の機関で公費の支出を伴うものであり、その点で自治体の姿勢は一応評価できる。しかしこれらの機関は保育所とは異なり、半日程度しか子どもを預からない。それゆえ、働く母親のニーズを満たしているとは言えない。むしろ義務教育開始年齢よりも早く教育を受けさせるという、保育の質的な需要を満たそうとしたものと考えらるべきであろう。

3. 3大政党の保育政策（1992年の選挙綱領）

2大政党が政権を交代して担ってきたイギリスにおいては、政党は総選挙における公約を選挙綱領（Manifesto）で提示する。そこでまず1992年に実施された総選挙における3大政党の保育に関する公約を、各党の選挙綱領から取り上げて、その争点を分析しよう。

（1）1992年の総選挙

下院の選挙は、1992年の4月9日に投票が行われた。事前の予想では労働党の政権奪取の可能性が高いと報道されていたが、与党保守党が結局過半数の議席を確保して政権を維持し

た。労働党は、医療を中心とした福祉や教育に対する保守党政権の財政支出削減や、公共サービスの行き過ぎた民間への払い下げ（プライベートイゼーション）を批判して、福祉サービスの充実を主張していた。しかし労働党の政権奪取が現実味を帯びてくると、福祉政策の財源として増税が必至であるという保守党のキャンペーンが、選挙直前まで投票に迷った中間層の不安感に心理的にアピールして、予想外の保守党の勝利を導いたようである。

なお総選挙における獲得議席数は次の表14に示す通りである。保守党は議席数を減らしたが、過半数を10議席上回る336議席を獲得し、引き続き単独で政権を担うことになった。

表14 議席の政党別配分

	改選前の議席	改選後の議席
保守党	367	336
労働党	227	271
自由民主党	22	20
諸派	34	24
合計	650	651

それでは同総選挙における3大政党の公約を、保育政策に関連する①3-4歳児の教育機会の拡大、②就学前サービスの予算、③保育サービスの向上の3点について、まとめて対比してみよう。⁷⁾

（2）保守党の公約

与党保守党の選挙綱領には、①の3-4歳児の教育機会の拡大と、②の就学前サービスの予算については、言及がなされていない。

③の保育サービスの向上については、民間部門の託児制度の充実を奨励している。そして自治体は、管轄地域の各施設の欠員を広報で提示して、サービスの有効利用に役立つように努めるとしている。また家族援助計画（family support initiative）を実行し、民間部門と各家族、地方自治体とを連携させるとしている。

（3）労働党の公約

①就学前教育（保育学校／保育学級）の定員を、早急に25000人分増加させるとしている。そして20世紀末までに、3歳児と4歳児について、希望者全員に就学前教育を受けさせるように定員を拡充すると公約している。

②①に述べた就学前教育の機会の拡大のために、CTC（シティ・テクノロジーカレッジ）の新設計画を凍結して、その分の予算を就学前教育の拡充に振り向けるとしている。

③政権奪取後6ヶ月以内に、就学前教育機関と保育所の増設に向けて、地方自治体に目標値の設定を義務づけるとしている。また税金控除を、現行の職場保育所から他の託児施設

にも拡大して適用し、その増設を促すとしている。

(4) 自由民主党 (Liberal Democrats) の公約

- ①全児童に2年間(3-4歳)の就学前教育を保障する。
- ②上記の就学前教育を保障する財源として、所得税の税率を1%あげるとしている。
- ③保育サービスを向上させるため、保育バウチャー制の導入を約束する。バウチャーは事業所に対しては経費として計上して控除の対象とし、勤労者の所得からも控除して無税とする。長期的には、初等学校の教育にもバウチャーを拡大して導入する。

(5) 争点と結果

①の保育学校/保育学級の普及については、保守党は特に言及せず、労働党と自由民主党が大幅な新增設を確約した。

②の就学前教育の財源確保については、労働党はCTC向けの予算を振り向けるとし、自由民主党は所得税の増税を行うとした。

③の保育サービスの拡充方法については、保守党は、民間活力の活用を期待した。労働党は、地方自治体に公立施設を増設させることを公約した。自由民主党は保育バウチャーを新設して、保護者が施設を選択できるようにし、その結果競争原理が働いて、各施設が保護者のニーズに即してサービスを向上させるようになることを期待した。

野党の労働党と自由民主党は、就学前のサービスの本格的な拡充を公約していた。もしこの総選挙で労働党が勝利するか、保守党、労働党ともに過半数の議席を獲得できず、自由民主党と保守党が連立政権を組むことになれば、就学前サービスの大幅な向上が期待できた。特に自由民主党は、後の1995年に保守党が導入を正式に表明した保育バウチャー制度の導入を公約しており、同党が政権に参加できればその実現の時期が早まったとも考えられる。

しかしながら選挙の結果は、保育政策の推進に慎重な与党保守党の勝利に終わり、就学前の保育及び教育に対する政策には、急激な変革は結局起こらなかった。

4. 1990年代の保育政策の動向 (バウチャー導入の表明の前まで)

1992年4月の総選挙で、保育サービスの拡充に関して慎重な保守党が勝利したため、就学前の制度の改革に関して、劇的な政策が選挙後新たに取られることはなかった。しかしながらイギリス社会における就学前のサービスに対する質量両面からの需要は、その後も高まる一方であり、政治家や官僚もこれをもはや無視することはできない情勢になった。そしてとうとう保守党政府は、1995年7月に教育大臣が保育バウチャーの導入を表明して、抜本的な改革を遂行することとなった。保育バウチャー自体は、1997年5月の総選挙で保守党が大敗を喫したために、政権を獲得した労働党により早速廃止されてしまい、わずか半年足らずと

いう中途半端な実施に終わった。しかしバウチャーの導入は、従来社会福祉的な性格の強かった保育サービスに、市場原理を持ち込む劇的な政策である。そこでこの政策を保守党政府に決断させた1995年までのイギリスの保育政策をめぐる動きを、1990年から年を追って分析していく。

1990年

- 3月・政府は、雇用主（企業）が託児施設に出している補助金への課税（1984年以来）の廃止を決定した。
 - ・オックスフォード県と北ティンサイド県で、教育部局と社会福祉部局の関連部門を統合して、就学前の子どもを扱う部局を設立した。
- 6月・サッチャー首相が、託児施設の子どもには愛情が欠けるため、母親は働いてもパートにとどめるべきだと発言して、物議をかもし。
 - ・議会で財政法の改正について審議あり。職場保育所への補助への課税控除以外は、税の控除（免除）の適用は一切しないと、政府が答弁した。
- 7月・ギャラップ世論調査によると、調査回答者の87%が、就学前教育の拡充及び勤労女性向けの託児施設の改善を政府に望んでいる。

1991年

- 3月・公務員労働組合評議会（CCSV）が、託児施設の増設を要求する3万人の署名を、政府に提出した。
 - ・政府予算には、託児関係の予算の大幅な増加は盛り込まれず。わずかに4年ぶりに児童手当の増額が認められた程度（第1子£9.25、第2子以降£7.50に）。
- 5月・労働党が、年間50万ポンド（約1億2千万円相当）の予算を、CTC（シティ・テクノロジーカレッジ）の設置運営から就学前教育の拡充に振り向けると発表した。
 - ・託児推進同盟（Working for Childcare）が、職場保育所の実態調査“A Working Choice For Parents”を公表した。イギリス（U.K.）全体でわずか230箇所しか職場保育所が運営されていないことが判明した。
- 6月・協定により、地方自治体の社会福祉局が職場保育所、休日の保育計画、託児の事業に対するバウチャーに、公費を支出することが可能となる。
- 7月・自由民主党が、雇用者（企業）が従業員に対して課税免除扱いの保育バウチャーを支給することを提案した。保育関係の費用の課税を控除するだけでは、保育サービスに対して控除分の金額が使用されるとは限らない。そこでバウチャーにして直接支給すべきだと提案した。
- 9月・政府が、保育所（Day Nurseries）における職員1人当りの子どもの数を、今後2年間かけて再検討すると、議会で答弁した。

10月・保育所 (Day Nurseries) における職員 1 人当りの子どもの数の上限が改訂された。

・1989年児童法 (The Children Act 1989) が施行される。主な内容は次の通り。

①託児施設及び家庭託児員は、皆地方自治体に登録する義務を負う。

②託児施設及び家庭託児員は、地方自治体に次の登録料を支払う。

全日保育を行う施設 £100 家庭託児員 £10

半日保育のみを行う施設 £10

③託児施設及び家庭託児員は、3年に1回、地方自治体の査察を受ける。

12月・民放で、1歳未満の子どものみを保育所に終日預けると、子どもの成長に有害になるという趣旨の番組が放映されて、物議をかもす。

	改訂前	改訂後
0-1歳	3名	3名
2-3歳	5名	4名
3-5歳	5名	8名

1992年

1月・教育科学省が、全国就学前プレイグループ連盟 (PPA) に対する補助金を、倍の年額 £30万 (7200万円相当) に増額した。

2月・労働党が、20世紀末までに3歳児と4歳児について、希望者全員に就学前教育を受けることが可能になるよう、保育学校/保育学級を拡充することを表明した。

3月・EC閣僚審議会が、保育勧告 (Childcare Recommendations) を採択した。加盟国に次の4点を勧告した。

①働く親のニーズに応じた、融通のきく多様で良質な保育サービスの提供。

②育児休暇を推進し、父親にも与えること。

③融通のきく勤務。

④仕事と家庭の責任を分担すること。

4月・総選挙。予想に反して保守党が勝利した。

6月・労働大臣のGillan Shephardが、選挙公約だった放課後や休日の保育の充実に取り組むことを宣言した。

1993年

10月・労働党が緑書「学習社会への扉の開放」を刊行した。保育と教育の行政の統合を提言した。

11月・低所得の勤労者が登録した保育サービスを利用する場合、新たに育児手当を週£28支

払うことが、予算に盛り込まれた。

1994年

- 4月・議会で財政法の審議に際し、保育サービスが行われる建物への固定資産税の軽減を、工場だけでなくオフィスや商店にも適用するよう、労働党が修正案を提出した。
- 6月・超党派の下院議員で構成する家族に関するグループ（APPG）が、保育関係者から、育児減税、企業が育児のしやすい勤務形態をとることなどの意見を聴取した。
- 12月・労働党の影の内閣の雇用担当Harriet Harmanが、保育サービスは女性を経済活動に招くインフラであり、保育サービスの充実を、ビジネス界に利益をもたらす経済問題として考えるべきだと、保育関連団体のパーティで発言した。

1995年

- 3月・下院の雇用特別調査委員会が、報告書「働く母親」を刊行。働く母親を支援するために、次の提案を示す。
- ①出産休暇の内給の期間を、現行の14週から18週に延長する。
 - ②全国的な保育政策の戦略の展開。
 - ③子どもが緊急を要する場合のために、年間5日の休暇を設ける。
 - ④父親の休暇を法制化する。
 - ⑤職場保育所の保育費用の課税控除を、職場に関連する他の計画にも適用する。

5. まとめ

1995年までの就学前教育の改革に関する政策の特徴について、次の6点にまとめることができよう。これらの特徴が複雑に絡み合っており、1997年の総選挙を前に、保育サービスの質も量も根本的に改革する必要性が国民に広く認識されたのであった。もはや政権担当者には、問題の先送りは許されない状況になっていたのである。

- ①公営の保育施設の増設はほとんどなかった。
- ②4歳児のパートタイムの教育の無償化が、公費を投入するサービス拡大の上で最優先である。
- ③保育サービスの拡大は、民間の資金・活力の導入、親やサービス提供者に対する税制面での優遇が中心であった。民間の保育所特に企業内保育所が増えた。
- ④経済界の協力を得るために、働く女性の経済への貢献や効果を中心とした議論になりがちで、権利意識に基づいた議論は廃れた。
- ⑤保育サービスの拡充の必要性自体は認識された。
- ⑥全国共通の一貫した政策が必要であると認識された。

【註】

- (1) 本稿では、特に断らない場合、イギリスをイングランドの意味で用いる。
- (2) イギリスでは、5歳から初等学校（Primary School）に入学する。そのため統計上、就学前の4歳と義務教育就学開始年齢の5歳の間で線引きをする場合が多い。子どもの人間関係の発達の上では一般に3歳が母親からの自立の開始時期とされるが、イギリスでは母親の子育ての区切りとしては5歳の就学年齢のもつ影響が大きい。
- (3) Hansard, House of Commons, 1 December 1987, Column 847.
- (4) Ibid.
- (5) ランボルト報告に関しては、拙稿「イギリスの就学前教育の改革に関する研究（その3）－ランボルト報告を中心に－」（『敦賀論叢第6号』 敦賀女子短期大学 1991年 25-40頁）を参照されたい。
- (6) ランボルト報告は、教育科学省管轄の機関を調査対象としているので、保育所やプレイ・グループなどの保健省管轄の施設の保育については提言をしていない。
- (7) 3政党の選挙綱領の内容は、Working for childcare, childcare News, April 1992.による。